

令和5年

第9回農業委員会総会議事録

令和5年9月6日（水）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事（議案第1号から第4号）
日程第4 報告（報告第1号から第3号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員（21人）

1 番	樋上 豊	2 番	白山 一男
3 番	土合 正夫	4 番	帯刀 眞理子
5 番	浅井 満	6 番	城石 美枝子
7 番	金 賢志	9 番	森 敏朗
1 2 番	北田 幹夫	1 3 番	明石 茂
1 4 番	末永 久義	1 5 番	林 康弘
1 6 番	高橋 吉博	1 7 番	前田 進
1 8 番	竹内 正治	1 9 番	永森 薫
2 0 番	高口 宗範	2 1 番	稲垣 潔
2 2 番	山崎 善夫	2 3 番	堀 正
2 5 番	小川 博行		

欠 席 委 員（4人）

8 番	炭谷 一三	1 0 番	進藤 久司
1 1 番	栗山 信治	2 4 番	有沢 敏博

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

第3 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 4 号 農用地利用集積計画の公告について

第4 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

主 査 村下 哲也

主 査 高木 淳也

主 事 新保 有紗

射水市農林水産課

主 任 浅木 恵美

会議の概要

開会時刻 午後1時56分

議長（堀会長）

ただいまから、令和5年第9回の射水市農業委員会総会を開会いたします。出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

なお、8番 炭谷委員、10番 進藤委員、11番 栗山委員、24番 有沢委員 から本総会の会議を欠席する旨の届出がありました。

これより本日の会議を開きます。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「22番 山崎委員」「25番 小川委員」を指名いたします。

— 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第1号の説明・表決） —

議長（堀会長）

まず、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題として
お諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に
ついて許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

— (議案第2号の説明・表決) —

議長（堀会長）

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号2番について、浅井委員から説明をお願いします。

浅井委員

議案第2号の申請番号2番について説明します。

今回の申請地には現在、土蔵や物置、住宅が建っている状態です。

昭和57年頃、申請者の父が資材等を保管するための土蔵を建築してしまいました。加えて、土蔵がある同地番において平成12年頃、土蔵が建築されていたことから、既に転用許可を取っているものと思い込み、二世帯住宅として建物を建築してしまいました。農地法等に対する理解と認識が足りなかったとはいえ、転用許可を取らずに無断転用したことを関係者一同は深く反省しており、これを機に是正したい考えから今回の申請に至りました。

申請者は、今後も本宅とは別に二世帯住宅として生活していくことや、土蔵等も資材等を保管するために必要性が高く、代替可能性がありません。これまで同様に周辺に被害を及ぼさないことを誓約しており、あわせて地元関係者からも同意を得られていることから、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第2号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。
よって、議案第2号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第3号説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。
議案第3号の申請番号23番について、白山委員から説明をお願いします。

白山委員

議案第3号の申請番号23番について説明します。

申請人の受人は、昭和39年に各種建設機械並びに自動車修理業を目的として創業し、平成4年に本社工場を〇〇から現在地に移転し今日に至っています。昨今の建設機械及び自動車産業の技術変革や合理化の観点から氷見工場を閉鎖した上で、射水市にある本社へ機能を集約する運びとなりました。このたび、本社工場内の車両置場や資材等の配置を見直した結果、効率的に業務を遂行するため、新たな駐車場を取得する計画に至りました。

申請においては、県内各地にある取引先への交通利便性や大型車両が通行可能な道路沿いである旨を考慮した上で、既存地から半径300メートルの範囲内で検討を重ねた結果、既存地北側に隣接している申請地が適地と判断

しました。新たに整備する駐車場40台の内訳として、本社及び〇〇工場従業員の駐車台数約35台と除雪車などの大型車両5台分を見込んでいます。

駐車場の拡張においては、擁壁を設け周辺農地に被害が及ばないこととします。また、雨水排水については〇〇とも協議済みで、地元関係各者からも同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（堀会長）

議案第3号の申請番号24番について、山崎委員から説明をお願いします。

山崎委員

議案第3号の申請番号24番について説明します。

申請人の受人は、昭和52年に主に貨物自動車運送業や土木・建築工事で使用する鉄板のリース及び製造販売業を目的として〇〇において創業しました。〇〇にも複数取引先があり、今後は〇〇にも取引を拡大していきたいと考えています。そうしたことから、県内の中心部において新たな事務所や資材倉庫を設置する計画に至りました。

候補地については、大型車両の出入りが頻繁なことから発生する騒音や、敷き鉄板置場、トラックの待機場、作業スペース等を業務上効率良く一体利用できる広い敷地が必要であることに加え、前面片側2車線の道路に面し高速道路インターチェンジ付近など交通利便性を条件として複数箇所検討した結果、今回の申請地が適地と判断したものです。

資材倉庫等の設置においては、擁壁を設け周辺農地に影響を及ぼさないことは当然として、敷地が締まるまでの当面は碎石敷とし、後日コンクリート舗装を予定しています。雨水については自然浸透させるとともに、集水枒を通し北側排水路に排出します。排水計画については、土地改良区や農林振興センターとも協議済みであり、地元関係各者からも同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（堀会長）

議案第3号の申請番号25番について、林委員から説明をお願いします。

林委員

議案第3号の申請番号25番について説明します。

申請人の受人は〇〇地内に事業所を構え平成元年に設立し、主に宅地建物取引業や建設業を目的として営業を行っております。以前から富山市や高岡市への交通利便性から〇〇地区で住宅地を求める声が多くあり、このたび〇〇地内で宅地造成を計画する運びとなりました。

申請地の選定においては、共働きの家庭が子供を預けやすい教育環境や商業施設が近いことを条件として検討を重ねてきました。申請地は計画区画数（40区画以上）を確保できる一団の土地であり、農地ではありませんが、都市計画にも整合し地域の発展にも貢献できる事業と考えております。

宅地造成において、敷地との境界はコンクリート擁壁で仕切り、雑排水は公共下水道へ接続、雨水は区域内に調整池を2か所設け、各々隣接排水路へ

排出します。貯留容量については、〇〇とも協議済みで、あわせて近辺の耕作地及び農業施設への影響に細心の注意を払う旨を誓約していますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。
これより、本議案についての質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第3号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。
よって、議案第3号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第4号説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第4号農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（浅木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第4号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第4号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって、議案第4号射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することに可決されました。

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

— （報告第1号の説明） —

議長（堀会長）

まず、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

各案件についてご了知をお願いいたします。

— （報告第2号の説明） —

議長（堀会長）

報告第2号農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

各案件について、ご了知をお願いいたします。

— （報告第3号の説明） —

議長（堀会長）

報告第3号農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和5年第9回総会を閉会します。

閉会時刻 午後 2 時 3 6 分

1 次回開催場所と時刻について

- ・開催日 令和5年10月6日（金）午後2時から
- ・会場 射水市役所大島分庁舎3階大会議室

2 配布資料

- ・2023年度版 農家相談の手引き
- ・農地利用状況調査のお礼と今後の流れについて

3 農業委員会委員懇談会（予定）

- ・日時 令和5年11月17日（金） 午後6時15分～
- ・会場 鮮乃匠 大芳
(射水市二口1070)

議 長

署名委員

署名委員